

## 病院事業会計の監査請求に係る動議

次の事項について、地方自治法第 98 条第 2 項の規定に基づき、監査委員に対し、監査の請求をされるよう会議規則第 14 条の規定に基づき動議を提出します。

令和 8 年 3 月 26 日

提出者 佐藤 尚弘

賛成者 豊村 徹也

細川 由香里

### 1 請求の趣旨

病院事業会計の令和 7 年度中の一時借入について、妥当性の観点から監査を求める。

### 2 請求の理由

市立病院の他会計等からの一時借入については、病院事業会計の資金不足を背景として行われたものであり、その金額は令和 7 年度内で 14 億円を超える規模に及んでいる。本件一時借入は、借入先である水道事業会計等の資金運用として整理されているものの、病院事業会計の財務状況等を踏まえた場合、金融機関への預託と異なり、回収リスクや資金の固定化の程度が相違する可能性があることから、これが一般的な資金運用と同様に評価し得るか疑義がある。

また、本件は特別会計間の資金移動を伴うものであり、その結果として各会計の収支の実態が不明確となるおそれがある。過去には、特別会計間の資金融通が財政状況の不透明化につながった事例も指摘されており（いわゆる夕張市の事例）、本件についても同様の観点から慎重な検証が求められる。

これらの点については、令和 8 年 9 月定例会における決算審査において明らかにされるべきものであるが、通常の決算審査に付随する監査においては、監査基準等

に基づく定型的な監査にとどまる可能性があり、本件のような個別かつ重大な論点について、必ずしも十分な検証が行われるとは限らない。現に、令和6年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書では、一時借入金について、限度額との関係において「適正に執行されている」とされているのみであり、なぜ借入が必要だったのか、なぜ水道事業会計からの借入だったのか等の具体的内容、当該資金運用の妥当性や回収可能性、さらには資金の固定化の有無といった観点からの検証が十分に行われるとは言い難い。

よって、本議会が当該一時借入の妥当性及び付随する論点について適切な審査を行うためには、監査委員による専門的かつ詳細な監査により、必要な事実関係及び評価を明らかにすることが不可欠であることから、監査を求めるものである。

### 3 期限

令和8年9月定例会開会まで